

令和7年度小谷村職員募集要領

小谷村では令和8年4月採用職員を次のとおり募集します。

令和7年6月9日

小谷村長 中村 義明

記

1 試験の職区分、採用予定人員、給与等、勤務先

試験区分	採用予定人員	給与等	勤務先
一般行政（初級）	若干名	給与・勤務時間等は、小谷村の条例等の規定による。	小谷村役場
社会福祉士（一般行政）	若干名	給与・勤務時間等は、小谷村の条例等の規定による。	小谷村役場
保健師（一般行政）	若干名	給与・勤務時間等は、小谷村の条例等の規定による。	小谷村役場
保育士（一般行政）	若干名	給与・勤務時間等は、小谷村の条例等の規定による。	小谷村保育園

2 受験資格

(1) 次の表に掲げる資格を有する者であること。

試験区分	受験資格
一般行政（初級）	平成7年4月2日以降に生まれた人で、高校を卒業した人。又は、令和8年3月卒業見込みの人。短大、専門学校又は大学等卒業（見込み）の人や社会人も受験できます。
社会福祉士（一般行政）	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人。又は、令和7年度国家試験で資格取得見込みの人。
保健師（一般行政）	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人。又は、令和7年度国家試験で資格取得見込みの人。
保育士（一般行政）	平成7年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人。又は、令和7年度国家試験で資格取得見込みの人。

※ 複数の試験区分に申し込むことはできません。

(2) 本人が令和8年4月1日以降に小谷村内に居住を予定している人であること。

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

① 日本国籍を有しない人

② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- ③ かつて地方公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことがある人

3 試験の方法、日時及び場所

(1) 第1次試験

① 試験内容及び所要時間等

試験区分	内 容	
各区分共通	職務能力試験	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認する。 (60題・1時間)
	職務適応性検査	公的部門の職員としての職務への適応性を、ポイントを絞って性格傾向の面からみる。 (150題・20分)
	事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる。 (100題・10分)

② 日時及び場所

日 時：令和7年9月21日（日）
場 所：小谷村役場
受 付：午前9時10分～9時20分
試 験：午前9時30分から

③ 合格発表 令和7年9月末から10月上旬予定

(2) 第2次試験

① 日時及び場所 第1次試験合格者に通知します。
※令和7年10月26日（日）を予定しています。

② 試験方法

ア 作文試験 受験者の思考過程、表現力を把握するため行います。
イ 口述試験 個別面接により行います。
ウ 資格審査 受験資格の有無、申込書の記載事実の真否、その他について調査します。

③ 最終合格発表

第2次試験終了後14日以内に村の掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 受験手続き

(1) 申込用紙の請求

- ① 直接申込用紙を受け取る場合は、小谷村役場総務課庶務係で交付します。
- ② 申込用紙は、小谷村ホームページよりダウンロードができます。
(<http://www.vill.otari.nagano.jp>)
- ③ 郵便で申込用紙を請求する場合は、返信用封筒（封筒の表に宛先を明記のうえ、84円切手を貼り、「受験申込用紙請求」と朱書きで記載）を同封してください。

(2) 申込み

所定の申込用紙に必要事項を記入し、**履歴書（市販のもの）**とともに、小谷村役場総務課庶務係へ提出してください。ホームページから直接申し込みはできません。プリントアウトした書類に記入して、期間内に持参するか郵送で申し込んでください。

(3) 受付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年8月13日（水）まで。
受付時間は土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。
郵便による場合は、締切日までに到着したものに限ります。
※社会福祉士については定員に達しない場合、随時募集とします。

(4) 受験票

受験資格等を審査後、令和7年8月下旬に郵送します。試験日の10日前までに受験票が到着しない場合は、小谷村役場総務課庶務係までお問い合わせください。

5 採用候補者名簿の作成等

- ① 最終合格者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第21条の規定により、職員採用候補者名簿に記載されます。この職員採用候補者名簿は1年間有効です。
- ② 原則として、令和8年4月1日採用とします。
- ③ 有資格者を条件とする職種区分にあつては、指定日までに資格を取得しなければ、採用される資格を失います。

6 その他

自然災害や感染症の感染拡大防止等のため、試験の期日等を変更する場合があります。
変更する場合は、村ホームページでお知らせしますので確認してください。

7 問い合わせ先

小谷村役場 総務課 庶務係

住所 〒399-9494 長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙131

電話 (0261) 82-2024 (直通) FAX (0261) 82-2232

E-メール : soumu@vill.otari.lg.jp